

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	株式会社ポスコ（POSCO）
【代表者の役職氏名】	鄭 俊陽（Chung, Joon-Yang） 最高経営責任者兼代表理事（CEO and Representative Director）
【最高財務責任者の役職氏名】	パク・キホン（Park, Ki-Hong） 社長兼最高財務及び企画責任者（President, Chief Financial and Planning Officer）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 高橋 謙
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー＆マッケンジー法律事務所 （外国法共同事業）
【電話番号】	03-6271-9900
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(1) 内部統制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法

株式会社ポスコ（以下「当社」という。）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（以下「府令」という。）第12条第1項の規定に従い、韓国の株式会社の外部監査に関する法律第2条の2及び第2条の3に基づき、韓国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準として内部会計管理制度運営委員会が制定した「内部会計管理制度模範規準」（以下「韓国内部統制基準」という。）に準拠し、当社の内部統制の評価及び報告書の作成を行っている。

(2) 韓国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

韓国における「内部会計管理制度」とは、内部統制制度の目的のうち特に財務情報の信頼性確保を目的とし、韓国において一般に公正妥当と認められる会計処理基準に従って作成した財務諸表に対する合理的な確信を提供するために設計・運営される内部統制制度の一部として実施される体制を意味し、日本における財務報告に係る内部統制システムに相当する（以下、同体制を「内部会計管理制度」又は「財務報告に係る内部統制」という。）。

韓国内部統制基準に準拠した場合と、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「日本内部統制基準」という。）に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠して評価を行うことが要求されているが、韓国内部統制基準においては、内部会計管理制度運営委員会が制定した「内部会計管理制度模範規準」に準拠して内部会計管理制度の運用実態の評価及び報告が行われることとされている。

評価対象となる会社

日本内部統制基準では、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されているが、韓国内部統制基準では、連結子会社及び持分法適用会社の内部会計管理制度の評価は要求されていない。

「財務報告」の範囲

韓国内部統制基準では、内部会計管理制度の評価範囲は、「経理の状況」に掲げられた個別財務諸表の作成に係る内部会計管理制度のみを対象としており、連結財務諸表に関連する内部会計管理制度は含まない。

内部統制の枠組み

日本内部統制基準では、内部統制の有効性の判断基準として、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されている内部統制の基本的枠組みが用いられている。韓国では、内部会計管理制度の有効性の判断基準として、内部会計管理制度運営委員会が制定した「内部会計管理制度模範規準」に従う。

(3) 韓国と日本における内部統制の監査基準の主要な相違点

当社の外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）は、韓国内部会計管理制度検討基準（以下「韓国内部統制検討基準」）に準拠して、当社の内部会計管理制度に係るレビュー（検討）を行った。韓国内部統制検討基準に準拠した場合と、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は、以下のとおりである。

日本の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対して監査意見を表明するが、韓国内部統制検討基準では、経営者が作成した内部会計管理制度運用実態報告書及び根拠資料を検討の上、レビュー結果を報告する。

韓国内部統制検討基準では、「経理の状況」に掲げられた個別財務諸表の作成に係る内部会計管理制度のみをレビューの対象としており、連結財務諸表に関連する内部会計管理制度はレビューの対象には含まれていない。

日本の基準では、連結子会社及び持分法適用会社が監査の範囲に含まれるが、韓国内部統制検討基準では、レビューの範囲に含まれていない。

当社は、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書について、外国監査法人等から金融商品取引法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている。

本書は、府令第12条第1項の規定に従い、下記の「1財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項」から「5特記事項」までの事項について、本国における用語、様式及び作成方法によって作成されている。したがって、本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書により記載されていない事項は記載しないか、又は「該当事項はない」と記載している。本国における用語、様式及び作成方法による当社の内部統制報告書は添付のとおりである。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、株式会社の外部監査に関する法律において定義される内部会計管理制度（財務報告に係る内部統制）を構築し維持し、その評価を行う責任を負っている。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

最高経営責任者及び内部会計管理責任者を含む当社の経営者は、内部会計管理制度模範基準に基づき、2012年12月31日現在の当社の内部会計管理制度（財務報告に係る内部統制）の設計及び運営実態の評価を行った。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価に基づき、当社の経営陣は、2012年12月31日現在において当社の内部会計管理制度（財務報告に係る内部統制）は内部統制管理制度模範規準に基づき、重要性の観点から効果的に設計されて運営されていると判断した。

4【付記事項】

該当事項はない。

5【特記事項】

該当事項はない。

(訳文)
外部監査人の内部会計管理制度レビュー報告書

株式会社POSCO
代表取締役 御中

2013年3月12日

私達は添付の株式会社POSCOの2012年12月31日現在の内部会計管理制度の運営実態評価報告書に対してレビューを実施しました。内部会計管理制度を設計、運営し、それに対する運営実態評価報告書を作成する責任は株式会社POSCOの経営者にあり、私達の責任は同報告内容に対してレビューを実施し、レビュー結果を報告することにあります。会社の経営者は添付の内部会計管理者の運営実態評価報告書において「内部会計管理制度の運営実態を評価した結果、2012年12月31日現在、当社の内部会計管理制度は内部会計管理制度模範規準に基づいて、重要性の観点から効果的に設計され、運営されていると判断します」と記述しています。

私達は内部会計管理制度レビュー基準に基づいてレビューを実施しました。この基準は私達が重要性の観点から経営者が提示した内部会計管理制度の運営実態評価報告書に対して会計監査よりは低い水準の確信が得られるようレビュー手続を計画し、実施することを要求しています。レビューは会社の内部会計管理制度を理解し、経営者の内部会計管理制度の運営実態報告内容に対する質問及び必要と判断される場合は制限的な範囲内で関連文書の確認等の手続を含めています。

会社の内部会計管理制度は信頼できる会計情報の作成及び開示のために韓国の一般的に認められた会計処理基準によって作成した財務諸表の信頼性に対する合理的な確信を与えることができるよう制定した内部会計管理規定と、これを管理・運営する組織を意味します。しかし、内部会計管理制度は内部会計管理制度の本質的な限界によって財務諸表に対する重要な虚偽表示を摘発したり、あるいは予防することはできない場合があります。

また、内部会計管理制度の運営実態報告内容に基づいて将来期間の内容を見積もる際には、状況の変化、あるいは手続や政策が遵守されていないことで内部会計管理制度が不適切になり、将来期間に対する評価及び見積内容が変わるというリスクに直面する可能性がある点を考慮しなければなりません。

経営者の内部会計管理制度運営実態評価報告書に対する私達のレビューの結果、上記経営者の運営実態報告内容が重要性の観点から内部会計管理制度模範規準の規定により作成されなかったと判断させる点は発見されませんでした。

私達のレビューは2012年12月31日現在の内部会計管理制度を対象に行われ、2012年12月31日以降の内部会計管理制度はレビューしませんでした。本レビュー報告書は株式会社の外部監査に関する法律に基づいて作成されたもので、その他の目的や他の利用者のためには適切でない場合があります。

三?会計法人 代表理事 金教台